

海外旅行保険

*Overseas travel
Insurance*

個人でも、ご家族でも、
共栄火災が
海外旅行の安心をお届けします。



「もしも」に備える!! 共栄火災の

保険金をお支払いする場合、お支払いできない主な場合の概要につきましては、パンフレットP4～P7をご覧ください。

旅行先で入院し、
家族が現地に駆けつけた。

治療・救援費用

ご旅行中に、交通事故でケガをしたり、階段から落ちて骨折した場合や、**病気**になり入院・手術をした場合など。また、入院した時に日本から家族が出向く場合など



他人にぶつかってケガをさせ、
損害賠償請求された。

賠償責任

(自己負担額 0円)

ご旅行中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり紛失したりしてしまった場合や、ホテルの床を水浸しにして、損害賠償請求された場合など



人身事故で列車が止まり、
急きょ、タクシーを利用した。

旅行中の事故による 緊急費用

保険期間が31日以内の場合にセットされます。

乗車予定の列車が遅れて、代替手段としてタクシーを利用したり、急病によって申し込んでいたツアーに参加できなくなった場合など



預けた手荷物の到着が遅れ、
現地で身の回り品を購入した!

航空機寄託手荷物 遅延等費用

保険期間が31日超の場合にセットされます。*

航空会社に預けた手荷物が、搭乗航空機の到着後6時間以内に目的地に運搬されなかったとき、代用品として身の回り品等を購入した場合など



海外旅行保険



旅行先でバッグを盗まれた!

携行品損害

(自己負担額 0円)

ご旅行中に、スーツケース、カメラ、パスポートなどが盗難にあたり、落として壊してしまった場合など



搭乗予定の航空機が遅延し、
宿泊費や食費がかかった!

航空機遅延費用

保険期間が31日超の場合にセットされます。*

搭乗予定の航空機に6時間以上の出発遅延、欠航等が生じたために、食事代・宿泊費用等を自己負担した場合など



オプション

旅先で緊急入院し、
途中帰国することになった!

旅行前にケガで入院して
急ぎょ旅行をキャンセルした!

旅行変更費用

個人プラン

ご家族の方が死亡された場合や危篤になられた場合、旅先で持病が発生し緊急入院した場合など、緊急事態が発生したために出国を中止、または旅行を途中で取りやめた場合に、その旅行変更費用を補償します。

【旅行変更費用特約】

追加料金をお支払いいただくことにより、オプション【特約】としてセットできます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までご照会ください。

保険期間 (保険のご契約期間)	保険金額／保険料 (ご契約金額)	
	30万円	50万円
1日	370円	620円
2日	380円	640円
3日	400円	660円
4日	410円	680円
5日	430円	720円
6日	460円	770円
7日	480円	800円
8日	510円	840円
9日	530円	890円
10日	560円	930円
11日	580円	970円
12日	610円	1,010円
13日	630円	1,050円
14日	650円	1,090円
15日	670円	1,120円
17日	700円	1,160円
19日	740円	1,240円
21日	790円	1,320円
23日	830円	1,380円
25日	870円	1,450円
27日	910円	1,520円
29日	950円	1,590円
31日	1,000円	1,670円

ご滞在地と東京を直結ラインで結び、24時間・年中無休!

海外旅行に、 ファーストクラスの安心を!!

キャッシュレス・メディカル・サービスのご案内

治療費用は 便利なキャッシュレス!

キャッシュレス・メディカル・サービスご利用の際は、下記「海外総合サポートデスク」にご連絡ください。お客様の症状、ご滞在場所にあわせて適切な病院のご紹介、ご予約をいたします。



クレームエージェントのご案内

現地での 保険金請求も可能!

お客様の滞在地に最も近いクレームエージェントをご案内し、保険金請求方法に関する各種相談にご対応いたします。



病人、ケガ人の移送手配

お客様の 発病・受傷の際に、 移送手段を手配!

緊急移送や転院について、適切な病院への移送の手配を行います。



救援者の渡航手続、ホテル等の手配

救援に向かわれる ご家族の渡航手続や ホテル等を手配!

救援費用を補償する特約がセットされている場合、救援に向かわれるご家族の宿泊ホテル等の手配をいたします。(ただし、ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合に限りです。)



(注)一部サービス適用除外区域があります。ご契約の海外旅行保険でお支払の対象とならない費用、またはご契約の保険金額超過部分についてはお客様の自己負担となります。

共栄火災「海外総合サポートデスク」

ご旅行中のケガや病気などの医療サービスはもちろん、盗難などの場合にも、専任スタッフが日本語でご相談に対応いたします。

サービスの受付は国内、国外
いずれからでもOK!

国内

tel. 03-3572-8664

国外

ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険のご案内」(小冊子)をご参照ください。

海外旅行保険のご説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	被保険者(保険の補償を受けられる方)が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額 ^(※2) をお支払いします。 (注) 保険金をお支払いする原因となったケガにより、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、傷害死亡保険金額からその額を差し引いた額をお支払いします。	保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ/被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ/被保険者が自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ/ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング・フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行っている間の事故によるケガ/被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ/戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ ^(※5) /むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 ^(※6) のないもの/被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらのことを行っている場合を除きます。))に生じた事故によるケガ/旅行開始前または旅行終了後に生じた事故によるケガ など
傷害後遺障害	被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガをされ、そのケガのために、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%~100% ^(※2) をお支払いします。 (注) 保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	など
治療・救済費用	<p>【傷害治療費用部分】 被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故^(※1)によりケガをされ、医師の治療を受けられた場合</p> <p>【疾病治療費用部分】 次のいずれかに該当した場合</p> <p>① 被保険者が海外旅行開始後に発病した病気のために、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられたとき(旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限り。)</p> <p>② 被保険者が海外旅行中に感染した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類・二類・三類・四類のいずれかの感染症^(※3)のために、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられたとき</p> <p>【救済費用部分】 次のいずれかに該当した場合</p> <p>① 被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故^(※1)によりケガをされ、そのケガのために3日以上継続して入院されたとき、または事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき(事故によりただちに死亡されたときを含みます。)</p> <p>② 被保険者が海外旅行中に発病した病気のために、3日以上継続して入院されたとき、または旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(旅行中に医師の治療を開始した場合に限り。)</p> <p>③ 被保険者が疾病または妊娠、出産、早産もしくは流産を原因として海外旅行中に死亡されたとき</p> <p>④ 被保険者が海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故^(※1)により生死が確認できないとき(無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)、または緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認されたとき</p> <p>⑤ 海外旅行中に被保険者が搭乗されている航空機または船舶が行方不明になったとき</p> <p>⑥ 海外旅行中に被保険者が搭乗されている航空機または船舶が遭難したとき</p>	<p>【傷害治療費用・疾病治療費用部分】 1回のケガ、病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で社会通念上妥当な金額^(※2)をお支払いします。^(※4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、病院に支払った診療、入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などを含みます。) ・義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。) ・入院、通院のための交通費 ・治療のために必要となった通訳雇入費用 ・保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ・法令にもとづき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 ・入院のため必要となったa. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費(1回のケガ、病気につき、b.については5万円、a.とb.合計で20万円を限度とします。) ・旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するためまたは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) <p>(注1) ケガの場合は事故の日、病気の場合は初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限り。ます。</p> <p>(注2) お支払いする保険金は、1回のケガ、病気につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。</p> <p>【救済費用部分】 1回のケガ、病気、事故につき、保険契約者、被保険者、親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な金額^(※2)をお支払いします。^(※4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捜索救助費用 ・救済者の現地までの往復航空運賃などの交通費(救済者3名分まで) ・救済者のホテルなどの宿泊施設の客室料(救済者3名分まで、かつ1名につき14日分まで) ・救済者の渡航手続費、現地での諸雑費、その他救済のために必要となる費用(合計20万円まで) ・現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ・遺体処理費用(100万円まで) <p>(注) お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故につき、治療・救済費用保険金額が限度となります。</p>	<p>【傷害治療費用部分】 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によるケガ/被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ/国外でカイロプラクティック、鍼または灸による施術のために支出した費用/被保険者が自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故によるケガ/ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング・フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行っている間の事故によるケガ/戦争、外国の武力行使、革命、内乱等によるケガ^(※5)/むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(※6)のないもの/被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらのことを行っている場合を除きます。))に生じた事故によるケガ/旅行開始前または旅行終了後に生じた事故によるケガ など</p> <p>【疾病治療費用部分】 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失/被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為/国外でカイロプラクティック、鍼または灸による施術のために支出した費用/被保険者が自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故/戦争、外国の武力行使、革命、内乱等^(※5)/むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(※6)のないもの/妊娠、出産、早産、流産に起因する病気/歯科疾病/旅行開始前に発病した病気(既往症)/ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山中に発病した高山病 など</p> <p>【救済費用部分】 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失/被保険者の自殺行為(180日以内に死亡された場合を除きます。)、犯罪行為、闘争行為/被保険者が自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故/ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング・フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行っている間の事故/戦争、外国の武力行使、革命、内乱等^(※5)/むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(※6)のないもの/妊娠、出産、早産、流産に起因する病気による入院/歯科疾病による入院 など</p>

海外旅行保険のご説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡	<p>次のいずれかに該当した場合</p> <p>①被保険者が海外旅行中に病気のために死亡されたとき</p> <p>②被保険者が海外旅行開始後に発病した病気のために、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき(ただし、旅行終了後に発病した病気については、その原因が旅行中に発生したものに限ります。)</p> <p>③被保険者が海外旅行中に感染した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類・二類・三類・四類のいずれかの感染症^(※7)のために、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡されたとき</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額^(※2)をお支払いします。</p>	<p>保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失／被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等^(※5)／ケガに起因する病気／妊娠、出産、早産、流産に起因する病気／歯科疾病／ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山中に発病した高山病</p> <p>など</p>
賠償責任	<p>被保険者が、海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合(注1)次の損害を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル・旅館等の宿泊施設の客室や客室内の動産の損壊や紛失にかかる損害 ・客室外におけるセイフティボックスのキー・ルームキーの損壊や紛失にかかる損害 ・住居等の居住施設内の部屋や部屋内の動産の損壊や紛失にかかる損害(建物またはマンションの戸室全体を貸借している場合は除きます。) ・レンタル業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品・生活用品の損壊や紛失にかかる損害 <p>(注2)被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者を含みます。ただし、責任無能力者の方の行為による事故に限ります。</p>	<p>1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。^(※4)</p> <p>(注)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災の承認が必要となります。</p>	<p>保険契約者、被保険者の故意による損害賠償責任／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害賠償責任^(※5)／被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任／被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任／被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任／被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任／被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打による損害賠償責任／航空機、船舶、自動車、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任／罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>など</p>
携行品損害	<p>海外旅行中に携行品(カメラ、宝石、衣類など)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けられた場合(注)「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する身の回り品をいいますが、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する物もしくは海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物に限ります。現金、クレジットカード、定期券、コンパクトレンズ、稿本、設計書、ピッケル等の登山用具を使用して行う山岳登山・スカイダイビング・ハングライダー・搭乗・サーフィン・ウインドサーフィン等の運動を行うための用具等は含みません。また、居住施設内(一戸建て住宅の場合は当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます。)にあるもの、別送品を除きます。</p>	<p>携行品1個(1組または1対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度として、損害額をお支払いします。^(※4)</p> <p>(注1)「損害額」とは、修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいいますが、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再取得費用(発給手数料、電信料、交通費、宿泊費等の現地で負担した費用)をお支払いします。</p> <p>(注2)携行品損害保険金額を保険期間中の限度とします。ただし、携行品盗難支払額に関する特約を付帯されている場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。</p>	<p>保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による損害／被保険者が自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故による損害／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等による損害^(※5)／差押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難措置、空港等の安全確認検査等による錠の破壊を除きます。)による損害／携行品の欠陥／携行品の自然の消耗、さび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等／携行品の単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害／携行品の置き忘れまたは紛失</p> <p>など</p>
入院一時金	<p>治療・救済費用保険金、傷害治療費用保険金または疾病治療費用保険金が支払われる場合で、その原因となったケガまたは病気のために、被保険者が2日以上継続して入院されたとき</p>	<p>1回のケガまたは病気につき1回を限度として、入院一時金額^(※2)をお支払いします。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>旅行中の事故による緊急費用</p>	<p>海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故のために、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合 (注)「予期せぬ偶然な事故」とは、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)により、その発生の証明がなされるものに限ります。</p>	<p>被保険者が負担を余儀なくされた次の費用で、社会通念上妥当な金額をお支払いします。^(※4) ①交通費／②ホテル等客室料／③食事代(旅行事故緊急費用保険金額の10%を限度)／④国際電話料等通信費／⑤渡航手続費／⑥旅行サービスの取消料／⑦身の回り品購入費 (注1)上記①～⑥の費用の合計で、旅行事故緊急費用保険金額を保険期間中の限度とします。⑦の身の回り品購入費については旅行事故緊急費用保険金額の2倍を限度とします。 (注2)食事代については、次のいずれかに該当した場合に限ります。 ・被保険者が搭乗する予定だった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更のために、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき ・到着機^(※8)の遅延等のために、出発機^(※9)に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき (注3)身の回り品購入費については、被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が航空会社に寄託した手荷物が当該目的地に運搬されなかった場合で、当該目的地に到着してから96時間以内に費用を負担したときに限ります。</p>	<p>保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反／被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為／被保険者が自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故／地震、噴火またはこれらによる津波／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等^(※5)／運行時刻が定められていない航空機、船舶、車両等の遅延、欠航、運休／妊娠、出産、早産、流産もしくはこれらに起因する病気／歯科疾病／むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(※6)のないもの／ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング・フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険なスポーツを行っている間の事故によるケガ／被保険者が自動車等による競技等を行っている間(道路上でこれらを行っている場合を除きます。)に生じた事故によるケガ</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>航空機寄託手荷物遅延等費用</p>	<p>被保険者が乗客として搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が航空会社に寄託した手荷物が当該目的地に運搬されなかった場合</p>	<p>被保険者が目的地で実際に支出した次の費用を、1回の事故につき10万円を限度にお支払いします。^(※4) ・衣類購入費(下着、寝間着など必要不可欠な衣類) ・生活必需品購入費 ・上記以外でやむを得ず必要となった身の回り品購入費 (注)目的地への到着後96時間以内で、かつ手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担した費用に限ります。</p>	<p>保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反／地震、噴火またはこれらによる津波／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等^(※5)</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>航空機遅延費用</p>	<p>次のいずれかに該当した場合 ①被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発予定時刻から6時間以上の出発遅延、欠航、運休、航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗した航空機の着陸地変更のために、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき ②到着機^(※8)の遅延等のために、出発機^(※9)に搭乗できず、到着機の到着時刻から6時間以内に代替機を利用できないとき</p>	<p>被保険者が実際に支出した次の費用を、1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。^(※4) ホテル等客室料／食事代／ホテル等への移動に要するタクシー代等の交通費／航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用／国際電話料等の通信費／目的地における旅行サービスの取消料等 (注)左記①の場合は出発地、②の場合は乗継地において、代替機が利用可能となるまでの間に負担した費用に限ります(目的地における旅行サービスの取消料等を除きます)。</p>	<p>保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反／地震、噴火またはこれらによる津波／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等^(※5)</p> <p style="text-align: right;">など</p>

海外旅行保険のご説明

●オプション

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行変更費用	<p>被保険者または同行予約者(以下「被保険者等」といいます。))が、次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合(注)「同行予約者」とは、被保険者と一緒にの旅行を同時に参加予約された方で、被保険者に同行される方をいいます。</p> <p>①被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは3親等内のご親族が死亡されたとき、または危篤となられたとき</p> <p>②被保険者等がケガまたは病気を直接の原因として入院されたとき(出国前の入院の場合は継続して3日以上に限り、)、または被保険者等の配偶者もしくは2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院されたとき</p> <p>③被保険者等が搭乗されている航空機または船舶が行方不明になったとき</p> <p>④被保険者等が搭乗されている航空機または船舶が遭難したとき</p> <p>⑤被保険者等が山岳登山中に遭難されたとき</p> <p>⑥急激かつ偶然な外来の事故(※1)により被保険者等の緊急な捜索または救助を要することが警察等の公的機関により確認されたとき</p> <p>⑦被保険者等の居住する建物または家財について火災、風災、水災等が原因で100万円以上の損害が発生したとき</p> <p>⑧被保険者等が証人または鑑定人として裁判所に出席したとき</p> <p>⑨被保険者等の渡航先において、次に掲げるいずれかの事由が発生したとき 地震もしくは噴火またはこれらによる津波／運送機関もしくは宿泊機関等の事故または火災／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等／渡航先に対する退避勧告等の発出</p> <p>⑩被保険者等に対して官公署の命令、出入国規制または感染症による隔離が発せられたとき</p> <p>⑪被保険者等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が出されたとき</p>	<p>出国を中止されたこと、または海外旅行を途中で取りやめて帰国されたことによって、保険契約者、被保険者またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用(注1)を、旅行変更費用保険金額を限度にお支払いします。(※4)</p> <p>【出国中止費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出国を中止したことにより、取消料・違約料・旅行業務取扱料等の名目で旅行者等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 <p>【中途帰国費用】</p> <p>①企画旅行の場合</p> $\frac{\text{旅行行程のうち、中途 旅行変更費用} \times \text{帰国した日以後の日数}}{\text{旅行行程の日数}} = \text{お支払いする 保険金額(注2) 保険金}$ <p>②上記①以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途帰国したことにより、取消料・違約料・旅行業務取扱料等の名目で旅行者等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 <p>③上記①、②にかかわらず、企画旅行の場合または利用日時が特定された帰国のために航空券等をすでに予約済みまたは購入済みの場合で、次の費用が上記①、②の費用を上回るときは、次の費用をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途帰国のための航空運賃等交通費 ・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額を除きます。) ・および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計20万円まで) <p>(注1) いずれも今後支払うべき費用を含み、払戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。</p> <p>(注2) 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。</p>	<p>保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失／被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為／被保険者が自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転している間に生じた事故／日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波／戦争、外国の武力行使、革命、内乱等(※5)／むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(※6)のないものによる入院／妊娠、出産、早産もしくは流産または歯科疾病による入院／保険料領収前または契約日以前に被保険者等またはその配偶者もしくはご親族が入院されていた場合等、保険金をお支払いする事由またはその原因(死亡、危篤、入院等の原因となったケガまたは病気をいいます。))が生じていた場合</p> <p style="text-align: right;">など</p>

(※1) 急激かつ偶然な外来の事故とは…次の3項目を全て満たす場合をいいます。○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○外来性=身体の外部からの作用によるもの
<上記3項目に該当しない例>日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、ケガに関する保険金支払の対象とはなりません。

(※2) すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガや病気の程度が重大になった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。

(※3) 次に掲げる感染症(2023年7月現在)をいいますが、被保険者が治療を開始した時点において規定する感染症とします。今後の法の改正により、補償の対象となる感染症が変更となることがありますのでご注意ください。

(一類感染症) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

(二類感染症) 急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限り、)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1もしくはH7N9であるものに限り、)

(三類感染症) コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)、腸チフス、パラチフス

(四類感染症) E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(二類感染症の鳥インフルエンザを除きます。)、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、その他政令で定めるもの。

(※4) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、保険金が差し引かれることがあります。

(※5) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による事故等は補償の対象となります。

(※6) 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(※7) 被保険者が死亡された時点において規定する感染症をいいます。なお、具体的な感染症は上記(※3)をご参照ください。

(※8) 「到着機」とは被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。

(※9) 「出発機」とは乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空機をいいます。

ご契約の際のご注意

- ① 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの期間にあわせて設定してください。なお、保険期間中であっても、住居に帰着した時点で保険は終了します。
- ② 次のような方を被保険者とする契約はお引受けできません。
 - ・すでに海外に滞在されている方
 - ・帰国予定のない方や海外に永住される方
- ③ 治療・救済費用では、次のa.b.の費用が保険金支払の対象となり、c.は保険金支払の対象となりません。
 - a. 日本国内で治療を受けられた場合に、被保険者が自己負担額として診療機関に直接支払った費用
 - b. 海外で治療を受けられた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用
なお、国外でカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による施術のために支出した費用は保険金支払の対象とはなりません。
 - c. 日本国内で治療を受けられる場合に健康保険、労災保険等から支払いがなされるため被保険者が直接支払わなくてもよい部分、または海外で治療を受けられる場合においても同様の制度により被保険者が診療機関に直接支払わなくてもよい部分
- ④ 補償重複について
「治療・救済費用」、「賠償責任」、「携行品損害」、「旅行中の事故による緊急費用」、「航空機寄託手荷物遅延等費用」、「航空機遅延費用」、「旅行変更費用」の各補償につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご契約ください。
(注) 確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。
- ⑤ 告知義務(ご契約時に共栄火災に重要な事項を申し出いただく義務)
保険契約者および被保険者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となります。
- ⑥ 死亡保険金受取人の指定
死亡保険金受取人を指定する場合は、必ず被保険者の同意が必要です。同意がない場合は、保険契約は無効となります。
- ⑦ 保険契約の無効
ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。
- ⑧ 保険料領収前に生じた保険事故
保険料を領収する前に生じた保険事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- ⑨ 保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、個人分野の保険を中心に一定の範囲内で「損害保険契約者保護機構」によって補償されます。補償の対象および補償割合などについては、取扱代理店または共栄火災にご照会ください。
- ⑩ クーリングオフについて
保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度がございます。

ご契約後のご注意

- ① 通知義務(ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく義務)
保険契約者および被保険者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故によるケガ・病気・損害については、保険金が削減されることがあります。この保険では保険契約申込書に☆印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となります。
- ② 死亡保険金受取人の変更
ご契約後、死亡保険金受取人を変更(新たに指定する場合を含みます。)される場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

代理請求制度について

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお知らせいただきますようお願いいたします。

その他

- ① 海外旅行のご出発までに保険証券または保険契約証が届かないときは、お手数ですが共栄火災にご照会ください。ご照会に際しましては、保険料領収証番号、保険の種類、保険期間(保険のご契約期間)、取扱代理店名をご連絡願います。なお、ご契約の申込時に契約確認番号に記載のある「お客様控兼契約確認書」をお渡ししている場合、当該書面は保険証券または契約証の代用として扱うことができます。
- ② 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約につきましては、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- ③ ご契約の際には保険契約申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。なお、保険契約者と保険証券記載の保険の補償を受けられる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険契約者よりご説明いただきますようお願い申し上げます。

個人プラン

保険金額 AMOUNT INSURED

契約タイプ COVERAGE TYPE		P26	P25	P24	P23	P22	P21	P20
保険金額 AMOUNT INSURED								
傷害死亡 INJURY DEATH		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
傷害後遺障害 INJURY PERMANENT DISABILITY		1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—
治療・救済費用 MEDICAL & RESCUER'S EXPENSES		5,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	1,000万円
疾病死亡 SICKNESS DEATH		1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—
賠償責任(自己負担額 0円) LIABILITY (DEDUCTIBLE ¥0)		1億円						
携行品損害(自己負担額 0円) BAGGAGE (DEDUCTIBLE ¥0)		100万円	70万円	50万円	40万円	30万円	20万円	20万円
31日以内のみ 補償対象	入院一時金 HOSPITALIZATION BENEFIT	10万円						
	旅行事故緊急費用 ACCIDENTAL EXPENSES	5万円						
31日超のみ 補償対象	航空機寄託手荷物遅延等費用 BAGGAGE DELAY EXPENSES	10万円						
	航空機遅延費用 FLIGHT DELAY EXPENSES	2万円						

保険料 PREMIUM

たとえば「8月1日より8日までの旅行」の保険期間は「8日」となります。(保険期間はご出発の当日を含めて数えます。)

タイプ 保険期間	P26	P25	P24	P23	P22	P21	P20	タイプ 保険期間	P26	P25	P24	P23	P22	P21	P20
1日まで	4,260円	3,680円	3,200円	2,900円	2,680円	2,520円	2,000円	25日まで	24,900円	21,490円	18,730円	16,880円	15,530円	14,490円	12,600円
2日まで	5,010円	4,340円	3,800円	3,440円	3,180円	2,990円	2,450円	27日まで	26,660円	23,000円	20,040円	18,050円	16,600円	15,480円	13,450円
3日まで	6,030円	5,230円	4,560円	4,120円	3,810円	3,570円	2,980円	29日まで	28,410円	24,520円	21,350円	19,220円	17,700円	16,490円	14,340円
4日まで	6,620円	5,750円	5,050円	4,580円	4,250円	3,980円	3,360円	31日まで	30,180円	26,040円	22,660円	20,400円	18,760円	17,480円	15,200円
5日まで	7,550円	6,510円	5,670円	5,130円	4,730円	4,440円	3,790円	34日まで	29,260円	25,060円	21,650円	19,320円	17,640円	16,270円	13,850円
6日まで	8,460円	7,250円	6,280円	5,660円	5,200円	4,860円	4,160円	39日まで	33,060円	28,760円	25,240円	22,840円	21,080円	19,590円	17,020円
7日まで	9,100円	7,810円	6,790円	6,130円	5,640円	5,290円	4,580円	46日まで	39,120円	34,580円	30,850円	28,250円	26,340円	24,620円	21,770円
8日まで	10,720円	9,230円	8,040円	7,240円	6,670円	6,230円	5,340円	53日まで	45,710円	40,910円	36,950円	34,170円	32,080円	30,120円	27,040円
9日まで	11,460円	9,870円	8,600円	7,770円	7,150円	6,690円	5,760円	2か月まで	53,700円	48,590円	44,350円	41,330円	39,050円	36,790円	33,330円
10日まで	12,360円	10,650円	9,280円	8,380円	7,710円	7,220円	6,250円	3か月まで	72,900円	66,980円	62,010円	58,420円	55,620円	52,660円	48,250円
11日まで	13,290円	11,460円	9,990円	9,020円	8,300円	7,760円	6,730円	4か月まで	102,360円	95,270円	89,260円	84,780円	81,210円	77,150円	72,010円
12日まで	14,130円	12,170円	10,600円	9,560円	8,810円	8,230円	7,130円	5か月まで	132,000円	123,730円	116,650円	111,280円	106,950円	101,780円	95,480円
13日まで	14,950円	12,900円	11,250円	10,160円	9,360円	8,750円	7,600円	6か月まで	161,100円	151,710円	143,620円	137,410円	132,340円	126,100円	118,690円
14日まで	15,990円	13,790円	12,020円	10,850円	9,980円	9,320円	8,070円	7か月まで	190,230円	179,690円	170,580円	163,520円	157,690円	150,380円	141,860円
15日まで	16,750円	14,460円	12,620円	11,400円	10,500円	9,800円	8,510円	8か月まで	219,940円	208,200円	198,000円	190,020円	183,430円	175,000円	165,290円
17日まで	18,000円	15,530円	13,550円	12,210円	11,250円	10,510円	9,130円	9か月まで	250,500円	237,470円	226,090円	217,150円	209,750円	200,170円	189,040円
19日まで	19,890円	17,160円	14,950円	13,450円	12,380円	11,550円	9,990円	10か月まで	279,690円	265,580円	253,240円	243,480円	235,350円	224,710円	212,530円
21日まで	21,540円	18,580円	16,190円	14,590円	13,430円	12,520円	10,860円	11か月まで	309,690円	294,350円	280,890円	270,220円	261,290円	249,520円	236,100円
23日まで	23,250円	20,060円	17,470円	15,730円	14,480円	13,490円	11,720円	1年まで	338,940円	322,480円	308,040円	296,540円	286,880円	274,040円	259,610円

【保険金額設定についてのご注意(※個人プラン・家族プラン同様)】

以下の①、②のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡保険金額・疾病死亡保険金額は他にご契約いただいている同種の保険契約^(注)と合算して1,000万円までとなります。

①被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢が保険期間開始時点で満15歳未満の場合 ②被保険者(保険の補償を受けられる方)の同意がない場合

家族プラン

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲は、次のとおりとなりますので、ご注意願います。
(該当されない方は、別途お申し込みください。)

①ご本人 ②ご本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。) ③ご本人またはその配偶者の同居のご親族 ④ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま。なお、ご親族とはご本人の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金額 AMOUNT INSURED

契約タイプ COVERAGE TYPE		F26	F25	F24	F23	F22	F21
1名あたり	傷害死亡 INJURY DEATH	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害 INJURY PERMANENT DISABILITY	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	治療・救援費用 MEDICAL & RESCUER'S EXPENSES	5,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	疾病死亡 SICKNESS DEATH	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
ご家族共有	賠償責任(自己負担額 0円) LIABILITY (DEDUCTIBLE ¥0)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害(自己負担額 0円) BAGGAGE (DEDUCTIBLE ¥0)	100万円	70万円	50万円	40万円	30万円	20万円
1名あたり	入院一時金 HOSPITALIZATION BENEFIT	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
	旅行事故緊急費用 ACCIDENTAL EXPENSES	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円

保険料 PREMIUM ()内はご家族お1人様毎に加算される保険料です。

たとえば「8月1日より8日までの旅行」の保険期間は「8日」となります。(保険期間はご出発の当日を含めて数えます。)

タイプ 保険期間	F26	F25	F24	F23	F22	F21
1日まで	4,240円 (2,280円)	3,670円 (2,130円)	3,300円 (1,980円)	3,050円 (1,850円)	2,850円 (1,780円)	2,590円 (1,710円)
2日まで	4,990円 (2,690円)	4,330円 (2,520円)	3,910円 (2,330円)	3,620円 (2,180円)	3,380円 (2,100円)	3,080円 (2,000円)
3日まで	6,020円 (3,270円)	5,230円 (3,050円)	4,710円 (2,820円)	4,340円 (2,620円)	4,060円 (2,520円)	3,680円 (2,390円)
4日まで	6,620円 (3,560円)	5,750円 (3,340円)	5,210円 (3,110円)	4,830円 (2,910円)	4,520円 (2,800円)	4,110円 (2,670円)
5日まで	7,560円 (4,000円)	6,520円 (3,750円)	5,890円 (3,490円)	5,460円 (3,270円)	5,090円 (3,150円)	4,610円 (3,000円)
6日まで	8,470円 (4,490円)	7,260円 (4,190円)	6,530円 (3,870円)	6,050円 (3,610円)	5,630円 (3,470円)	5,060円 (3,290円)
7日まで	9,110円 (4,800円)	7,820円 (4,500円)	7,060円 (4,180円)	6,550円 (3,920円)	6,110円 (3,770円)	5,510円 (3,590円)
8日まで	10,730円 (5,850円)	9,240円 (5,450円)	8,330円 (5,030円)	7,700円 (4,680円)	7,170円 (4,490円)	6,470円 (4,250円)
9日まで	11,480円 (6,280円)	9,890円 (5,860円)	8,920円 (5,410円)	8,250円 (5,030円)	7,690円 (4,830円)	6,940円 (4,570円)
10日まで	12,370円 (6,830円)	10,660円 (6,360円)	9,620円 (5,860円)	8,900円 (5,440円)	8,290円 (5,210円)	7,480円 (4,930円)
11日まで	13,300円 (7,410円)	11,470円 (6,890円)	10,350円 (6,340円)	9,570円 (5,880円)	8,920円 (5,620円)	8,040円 (5,310円)
12日まで	14,140円 (7,850円)	12,190円 (7,300円)	10,980円 (6,730円)	10,150円 (6,250円)	9,460円 (5,980円)	8,530円 (5,650円)

タイプ 保険期間	F26	F25	F24	F23	F22	F21
13日まで	14,970円 (8,340円)	12,930円 (7,770円)	11,670円 (7,170円)	10,790円 (6,660円)	10,060円 (6,380円)	9,080円 (6,030円)
14日まで	16,020円 (9,030円)	13,820円 (8,380円)	12,460円 (7,700円)	11,510円 (7,130円)	10,710円 (6,820円)	9,670円 (6,430円)
15日まで	16,770円 (9,390円)	14,480円 (8,740円)	13,060円 (8,060円)	12,080円 (7,480円)	11,260円 (7,170円)	10,150円 (6,760円)
17日まで	18,030円 (10,210円)	15,560円 (9,490円)	14,030円 (8,730円)	12,950円 (8,090円)	12,070円 (7,740円)	10,890円 (7,300円)
19日まで	19,920円 (11,370円)	17,190円 (10,550円)	15,470円 (9,690円)	14,260円 (8,960円)	13,280円 (8,560円)	11,970円 (8,060円)
21日まで	21,570円 (12,420円)	18,610円 (11,520円)	16,760円 (10,580円)	15,460円 (9,780円)	14,400円 (9,350円)	12,970円 (8,800円)
23日まで	23,290円 (13,550円)	20,100円 (12,580円)	18,090円 (11,550円)	16,680円 (10,690円)	15,520円 (10,210円)	13,980円 (9,610円)
25日まで	24,930円 (14,670円)	21,520円 (13,620円)	19,380円 (12,520円)	17,880円 (11,590円)	16,640円 (11,070円)	15,000円 (10,420円)
27日まで	26,700円 (15,840円)	23,040円 (14,720円)	20,750円 (13,540円)	19,120円 (12,540円)	17,800円 (11,990円)	16,040円 (11,280円)
29日まで	28,460円 (17,090円)	24,570円 (15,870円)	22,100円 (14,590円)	20,370円 (13,500円)	18,960円 (12,890円)	17,070円 (12,130円)
31日まで	30,240円 (18,260円)	26,100円 (16,940円)	23,460円 (15,550円)	21,600円 (14,370円)	20,100円 (13,720円)	18,100円 (12,900円)

「賠償責任」および「携行品損害」につきましては、ご家族共有の補償です。
ご本人様をご加入されていれば同行されるご家族も補償の対象となります。

*保険期間が31日を超えるご契約を希望される場合は、取扱代理店または共栄火災にご照会ください。

なお、旅行の内容(目的)によっては、1,000万円を超えるご契約のお引受けが可能な場合もありますので、ご契約タイプ以外の補償内容をご希望の場合には、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。(注)同種の保険契約とは、海外旅行保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険などの、病気や身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。



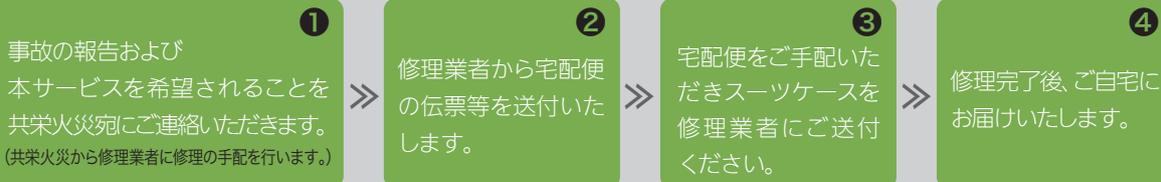
海外旅行保険 付帯サービス

携行品損害補償特約セットの場合

スーツケース 修理サービス を行っています。

海外旅行中に
スーツケースが破損する事故が発生した場合、
専門の業者が修理いたします。
修理完了後もご自宅までお届けする
簡単・安心のサービスです。

■ 手続きは簡単です。



事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理店までご連絡ください。

本サービスは、携行品損害補償特約で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

(注) 次のような場合は本サービスのご利用はできません。

- 擦り傷や塗料のはがれなどの機能に支障をきたさない外観の損傷など、携行品損害の保険金お支払いの対象とならない場合
- 海外において本サービスをご希望される場合

本サービスは、共栄火災が修理業者へ保険金として修理費用を直接お支払いすることによりお客さまの修理費用の立替を不要とするサービスです。共栄火災と(株)山澤工房(兵庫県西宮市)との提携でご提供いたします。修理不能等の場合には共栄火災よりご連絡いたします。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

通話料
無料

受付時間: 平日 午前9:00~午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起こったら…

ご帰国後に海外旅行保険について相談したいときは、すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

海外からのお電話は、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険のご案内」(小冊子)をご覧ください。

ご旅行中に海外旅行について相談したいときは「海外総合サポートデスク」へ!

(パンフレット3ページをご覧ください。)

★このパンフレットは海外旅行保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。なお、ご契約の際は「海外旅行保険のご案内」、「重要事項説明書」を必ずご一読ください。

★ご旅行の際には共栄火災発行の「海外旅行保険のご案内」(小冊子)を必ずご持参ください。「海外旅行保険のご案内」には、万一保険金支払い事由が起きた場合のお手続き、ご注意点などご契約をサポートする事項が記載されております。必ずご一読のうえ、ご旅行の際には必ずご携帯ください。

■約款冊子の内容は、共栄火災ホームページでご覧いただけます。

ネットで約款!(Web約款)

地球環境を守るため、
あなたもエコしませんか?

<https://yakkan.kyoeikasai.co.jp/>

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先